

中標津町インターンシップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校（大学院及び短期大学を含む。）及び専門学校（以下「教育機関」という。）において修学する学生及び生徒（以下「学生等」という。）を対象として、中標津町（以下「町」という。）において行うインターンシップ実習（以下「実習」といい、実習を行う学生等を「実習生」という。）について、実習の期間、実習生の資格要件、募集方法、服務、その他必要な事項を定める。

(実習の目的)

第2条 実習は教育機関の要請等により、町において学生等に就業体験を行わせることによって学生等の学習意欲を喚起し高い就業意識を育成するとともに、中標津町行政に対する理解促進を図ることを目的とする。

(実習の実施部署)

第3条 実習の実施部署は、別表のとおりとする。

(実習の期間)

第4条 実習の期間は原則として連続する5日間とし、実習生の希望ならびに実習実施部署における受入れ可否等について調整した上で決定する。

(実習生の資格要件)

第5条 実習生は、教育機関の学生であって、原則として実習実施年度の翌年度に教育機関を卒業することが見込まれる者のうち、教育機関が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、原則として実習生となることができない。

- (1) 日本国籍を有さない者
- (2) 正当な理由なくして教育機関を休学している者

2 実習生の資格要件および受入職種は、別表のとおりとする。

(実習生の募集、決定等)

第6条 実習生の募集、決定等については次のとおりとする。

- (1) 町長はインターネット、文書等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、教育機関の就職担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 教育機関の就職担当部局等は、実習に参加させる者として推薦する学生等をとりまとめ、中標津町インターンシップ事業申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。
- (4) 町長は、前号の推薦に基づき受け入れる実習生を選考、決定し、中標津町インターンシップ事業受入可否決定通知書（様式第2号）により教育機関及び実習実施部署に通知するものとする。

(5) 実習生の受入れに当たっては、教育機関と町との間で実習期間中における遵守事項等を記載した覚書（様式第3号）もしくはそれに類する協定書等を締結するものとする。

(6) 実習生は、服務規律の遵守にかかる事項に誓約するため、誓約書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（実習の実施方法等）

第7条 実習の実施方法等は次のとおりとする。

(1) 地方公務員法第34条に基づき、実習の内容は行政上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接し得る状況に実習生をおいてはならない。

(2) 実習の実施部署の長は、実習の実施に当たり、所属する職員の中から指導員を適宜指名し、実習生の指導及び助言を行わせるものとする。

(3) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書（様式第5号）を作成し、町長が指定する日時までに提出するものとする。

（実習生の服務）

第8条 町は実習生に対し、町の職員としての身分を付与しないものとする。

（実習生の服務）

第9条 実習生の服務等の取扱いはこのとおりとする。

(1) 実習生は、実習期間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

(2) 実習期間中における服務については、原則として町職員の服務に準ずるものとし、地方公務員が遵守すべき法令を遵守するとともに、指導員の指導、指示等に従い実習に専念し、公務の信用を傷つけ又は、公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

(3) 実習生が実習を行う時間は、中標津町職員の勤務時間中標津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月23日条例第3号）及び中標津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年3月23日規則第8号）によるものとする。ただし、実習実施機関の長が必要と認める場合においては実習生の合意のもと、上記の時間以外において実習を行えるものとする。

(4) 実習生は、実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、あらかじめ、町長の承諾を得なければならない。

(6) 実習生の欠務は原則これを認めないこととし、実習生は、病気、災害その他やむを得ない事由により実習を受けることができない場合には、あらかじめ、指導員にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ連絡できない場合は、事後において速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。

(7) 実習生としてふさわしくない行為があった場合は、実習実施部署の長は、実習を打ち切ることができるとする。この場合において、速やかに教育機関及び町長にその旨通知するものとする。

(8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

(実習に係る費用負担)

第10条 町は実習生に対して、報酬、賃金を負担しないものとし、実習生の実習のために要する一切の費用は、実習生又は教育機関の負担とする。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第11条 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

(1) 教育機関又は実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において問題の解決にあたらなければならない。

(2) 実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、町に対しその損害を賠償しなければならない。

(3) 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、町は一切の責任を負わない。

(4) 実習生が第三者に与えた損害等により、町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により町が被った損害の補填をしなければならない。

(5) 実習中の事故が、実習生の責とすることが適切でないか事実認定が困難であるときは、前項までの規定にかかわらず、町も解決のための協力を努めるものとする。

2 前項に規定する保険に関し必要な手続は、教育機関が行うものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、実習に関し必要な事項については、町長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

実習実施部署	実習生の資格要件	受入職種
町民生活部	保健師資格を有し、または取得する見込みである者	保健師
建設水道部	教育機関において次に掲げる学科に在籍し、卒業する見込みである者 （1）土木系学科 （2）建築系学科	技術職